

幼児教育・保育の提供体制の確保の方策及びその実施時期について

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に、教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の見込量並びにそれに対応するための提供体制の確保の方策及びその実施時期を定めることとされている。
- これまで本部会を4回開催して幼児教育・保育の見込量を審議いただき、4月14日（月）の第4回部会で決議いただいた（下記の表を参照）。
- 本年9月の京都市子ども・子育て支援事業計画及び京都市未来こどもプラン（次期プラン）（案）の中間取りまとめに向け、今後、本部会において、幼児教育・保育の見込量に対応するための提供体制の確保の方策及びその実施時期を検討していく（平成26年9月末までに国に報告予定）。

提供体制の確保に関する国への報告のイメージ図

	平成27年度				平成28年度				…	平成31年度
	0歳 保育の必要あり	1-2歳 保育の必要あり	3-5歳 幼児教育のみ	3-5歳 保育の必要あり	0歳 保育の必要あり	1-2歳 保育の必要あり	3-5歳 幼児教育のみ	3-5歳 保育の必要あり		
①量の見込み （必要利用定員総数）	50人	150人	300人	200人	50人	150人	300人	200人	…	
②提供体制の確保 の内容	教育・保育施設	20	60	300	200	30	100	300	200	…
	地域型保育事業	10	10			20	20			…
②-①	▲20人	▲80人	0人	0人	0人	▲30人	0人	0人		

1 幼児教育・保育の見込量

（単位：人）

			推計					確保方策の例
			27	28	29	30	31	
保育	0歳	小学校入学前児童数	11,175	11,019	10,887	10,761	10,633	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園(所) ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 保育園(所) ・ 認定こども園 ・ 幼稚園預かり保育 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 (教育標準時間のみ)
		保育の量	3,051	3,507	3,961	3,961	3,961	
		要保育率	27.3%	31.8%	36.4%	36.8%	37.3%	
	1・2歳	小学校入学前児童数	22,164	22,572	22,233	21,939	21,677	
		保育の量	10,533	10,835	11,139	11,139	11,139	
		要保育率	47.5%	48.0%	50.1%	50.8%	51.4%	
	3～5歳	小学校入学前児童数	33,132	32,629	32,724	32,701	32,936	
		保育の量	18,382	19,211	20,041	20,041	20,041	
		要保育率	55.5%	58.9%	61.2%	61.3%	60.8%	
教育標準時間のみ			14,750	13,418	12,683	12,660	12,895	
合計	小学校入学前児童数	66,471	66,220	65,844	65,401	65,246		
	保育の量	31,966	33,553	35,141	35,141	35,141		
	要保育率	48.1%	50.7%	53.4%	53.7%	53.9%		

※ 小学校入学前児童及び保育の量については、現在、平成25年4月1日時点の小学校入学前児童数等に基づいて推計していることから、平成26年4月1日時点の小学校入学前児童数等に基づいて再推計を行う予定。

2 確保方策の検討の視点

(1) 年齢区分の視点

	幼稚園	保育園（所）	認定こども園	小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業		
利用要件	特になし。	保育の必要性の事由に該当する必要あり。	特になし。	保育の必要性の事由に該当する必要あり。		
0歳		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">保育時間（8～11H）</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">延長保育</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 教育標準時間（4H） 保育時間（8～11H） 3～5歳のみ </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">延長保育</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">（8～11H） 保育時間</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">延長保育</div>		
1歳						
2歳						
3歳	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">教育標準時間（4H）</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">預かり保育</div>					※1
4歳						※1
5歳						※1
施設数	116 箇所	260 箇所	※2【再掲】1 箇所	50 箇所		
定員数①	25,805 人	26,035 人	※2【再掲】320 人	550 人		
利用児童数②	15,583 人	28,868 人	※2【再掲】168 人	459 人		
①－②	10,222 人	△2,833 人	※2【再掲】152 人	91 人		

施設数、定員数及び利用児童数：平成26年4月1日現在（幼稚園は平成25年5月1日現在）

※1 中山間地等において3～5歳児も利用可能。

※2 認定こども園の幼稚園部分は幼稚園に、保育園部分は保育園(所)にも計上している。

※3 居宅訪問型保育については、特別のニーズに対応するための事業であることから、上記の図には含めていない。

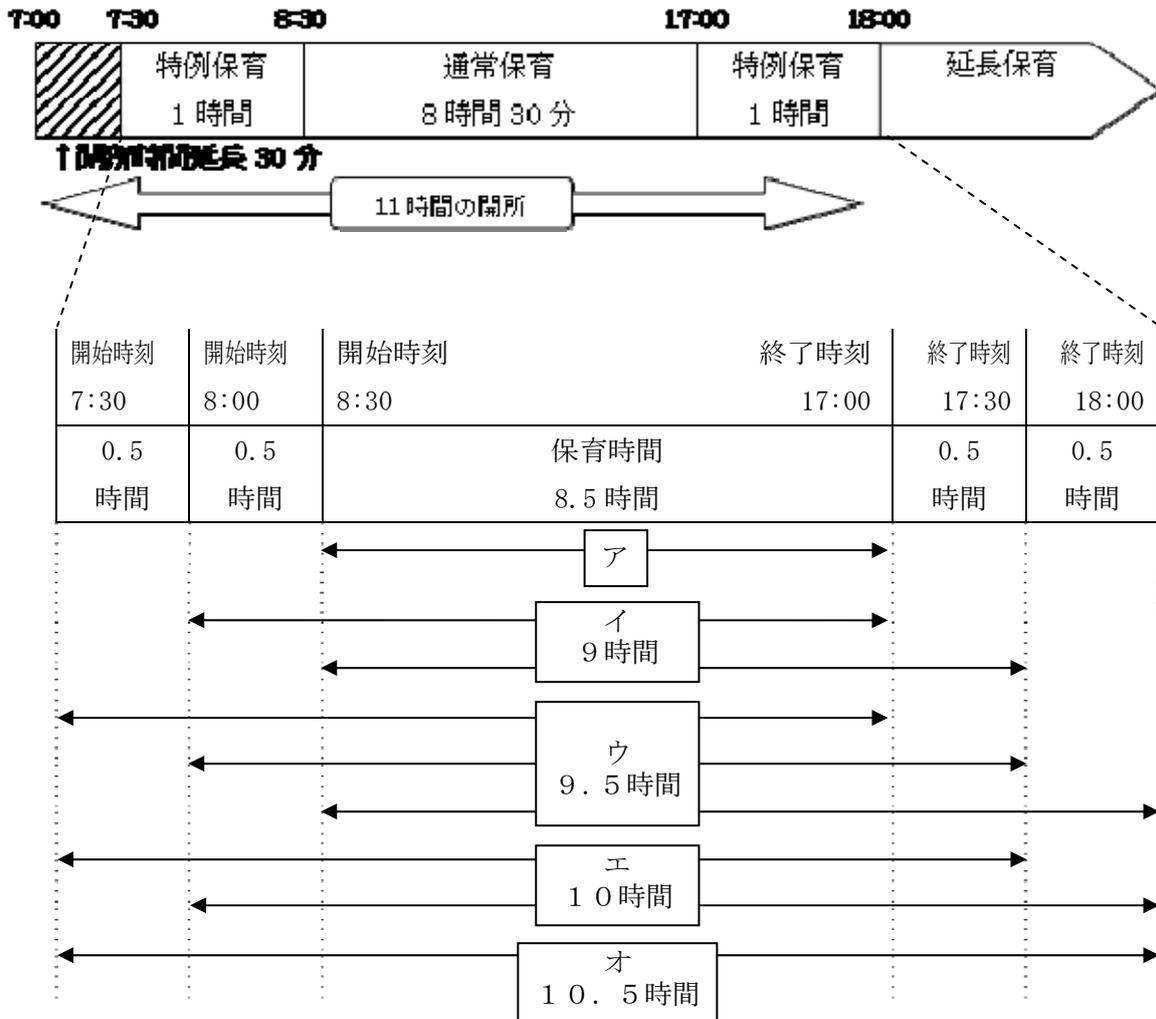
(2) 保育時間の視点

① 保育時間別の保育所入所児童数の比率

保育時間数	ア	イ	ウ	エ	オ	計
児童数	12,888	3,359	4,932	3,844	3,845	28,868
構成比	44.6%	11.6%	17.1%	13.3%	13.3%	100.0%

※ 平成26年4月1日現在

< 保育園(所)の開所時間と保育時間のイメージ図 (夜間保育園を除く。) >



② 保護者（母親）の1日当たり就労時間

パートタイム, アルバイト等 (保育の必要性の要件を満たすもののみ)						フルタイム	合計
4時間	5時間	6時間	7時間	8時間以上	小計		
109人	146人	143人	75人	38人	511人	637人	1,148人
9.5%	12.7%	12.5%	6.5%	3.3%	44.5%	55.5%	100%

*フルタイムは1週5日・1日8時間程度の就労

出典：平成25年子育て支援に関する市民ニーズ調査

③ 新制度の支給認定に係る保育必要量との関係

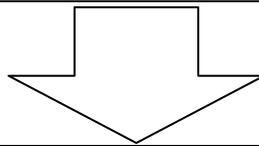
保育必要量		1週当たり保育時間
保育短時間	下限	6時間/日×3日=18時間
	上限	8時間/日×6日=48時間
保育標準時間	上限	11時間/日×6日=66時間

※保育短時間認定に係る就労時間の下限時間
 (月48時間)から推計したモデル【4時間/日×3日/週×4週】
 就労時間4時間/日×3日=12時間/週
 通勤時間2時間/日×3日=6時間/週

※ 保育標準時間を超える場合は、時間外保育事業(延長保育事業)を利用

3 提供体制の確保に関する主な御意見及び御意見を踏まえた論点(案)

提供体制の確保に関して幼児教育・保育部会でいただいた主な御意見
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所は入所児童数が定員数を上回る一方、幼稚園は在園児童数が定員数を下回っている状況である。新たに施設を整備するのではなく、幼稚園で保育を必要とする児童の一部を受け入れられないか。 ○ 箱ものを増やす時代ではない。0～2歳の受け皿として、一時保育等、既存施設を活用する様々な方法を考える必要がある。 ○ 幼稚園でも3～5歳の保育を必要とする児童を預かり保育で受け入れていきたい。 ○ 0～2歳児を預けられる施設が保育所しかないため、保育所に申し込んでいるが、2歳までは保育所に預けていても、3歳以降は幼稚園に通わせることを希望する保護者もいる。保護者にとっては「幼稚園」か「保育所」かが重要なのではない。保護者は、給食があって、休園日が少ないなど、条件に合うサービスを安く受けられる施設を選択する。 ○ 全ての施設がフルスペックの機能を有する必要はないのではないか。保護者が自らのニーズに合う施設を選択すればよいのではないか。 ○ 企業にも、育児中の従業員が、育児休業や短時間勤務等を取得できる環境を整備してもらおうなど、ワーク・ライフ・バランスの取組も合わせて推進する必要がある。



検討に当たっての論点(案)	
1	幼稚園との連携による保育需要への対応
2	既存施設を活用した0～2歳児に係る保育需要への対応
3	多様な就労形態に対応するための一時保育(一時預かり事業)の活用
4	長時間保育のニーズへの対応

※1 居宅訪問型保育事業については、特別のニーズに対応するための事業であることから、別途検討する。

※2 ワーク・ライフ・バランスに関する課題等は「子どもを共に育む社会環境づくり部会」に伝え、同部会での検討に活かしていく。